一人ひとりが力を発揮できる、
あたたかい教育・研究環境のために

教職員向け

障害のある学生への支援

ガイドブック

桜美林大学
J. F. Oberlin University



はじめに

学生一人ひとりが安心して学び、それぞれの力を十分に発揮するためには、多様な特性や背景を理解し、個々の状況に応じた支援や配慮を考えていくことが大切です。本ガイドブックは、障害のある学生への理解を深め、授業や学生対応のさまざまな場面で教職員の皆さまに活用いただけるよう、障害特性や修学上の困難、具体的な配慮・対応のポイントをまとめています。必要な支援や配慮は、一人ひとり異なります。「この場合はどうしたらよいだろう」と迷ったときには、まず学生本人の声に耳を傾け、対話を通して一緒に方法を考えていくことが支援の第一歩です。本ガイドブックが、日々の授業や学生との関わりを振り返り、誰もが学びやすい環境を、ともにつくっていくための一助となれば幸いです。

目次

修学支援ガイドライン 04

肢体不自由のある学生への配慮 06

視覚障害のある学生への配慮 08

聴覚障害のある学生への配慮 10

内部障害（病弱・虚弱）のある学生への配慮 12

発達障害のある学生への配慮 14

精神障害のある学生への配慮 16

こんなときどうする？
ケーススタディ／ Q&A 18

申請から支援開始まで／学内の連携体制 19

授業CHECKリスト 20

参考・引用文献リスト

本ガイドブック（ガイドラインおよびガイドブック）の作成にあたっては、以下の公的資料、法令、および学術的知見を根拠として参照・引用しています。

1. 行政機関による指針・報告書（法的根拠・基準）

文部科学省

「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次-第三次まとめ）」

「大学等における障害のある学生への支援に係る具体的実践事例集」

「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」

内閣府

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月改定）」

「合理的配慮の提供等事例集」

2. 専門機関による支援マニュアル（修学支援の標準）

独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）

「教職員のための障害学生修学支援ガイド」※障害特性の定義・配慮事例の主出典

「合理的配慮提供の意思決定プロセスに関するガイドライン」

「障害学生修学支援ハンドブック（各障害種別編）」

3.全国高等教育障害学生支援協議会（AHEAD JAPAN）

「高等教育における障害学生支援のスタンダード」

4. 関係法令

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」

「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」

「学校教育法」および同施行規則

5. 障害特性に関する学術的根拠（医学的・心理学的定義）

アメリカ精神医学会（APA）『DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル』

世界保健機関（WHO）『ICD-11 国際疾病分類』

一般社団法人日本精神神経学会『各疾患の用語定義と解説』

UD FONT 本冊子では、読みやすさに配慮したUDフォントを使用しています。

修学支援ガイドライン

大学としての支援理念

桜美林大学は、建学の精神およびスクールモットーである「学而事人」に込められた、人を尊重し、他者と共に学ぶという価値を基盤に、多様な学生が共生するキャンパスの実現を目指します。障害の有無に関わらず尊厳と権利を尊重し、社会的障壁の解消に努め、全ての学生が等しく学び、成長できる環境を組織的に実現します。

大学としての支援方針

1 支援の目標

学生が未来に希望を持ち、卒業後も自分らしく歩んでいけるよう、一人ひとりに適した修学環境を整え、学ぶ機会を等しく保障する。支援のプロセスでは学生の主体性を大切にし、「どのような工夫があれば自分の力を発揮できるか」を周囲に相談できる力（援助要請力）を養えるよう支援する。

2 支援の基本的視点

本学は、「障害者の権利に関する条約」等の理念に基づき、障害を機能障害と社会的障壁（バリア）との相互作用によって生じるものと捉える。この認識の下、大学として社会的障壁を除去する責務を果たし、一人ひとりの特性と教育環境の最適な調整を組織的に進める。

3 合理的配慮の定義

「合理的配慮」とは、障害のある学生が他の学生と平等に教育を受ける機会を確保するため、社会的障壁を除去するための必要かつ適当な変更または調整を指す。

4 提供の判断基準

合理的配慮の提供にあたっては、以下の要素を総合的に判断する。

（1）必要性：現に社会的障壁が存在し、その除去が必要であること。

（2）本質性：教育・研究の目的および本質的な評価基準を維持する範囲内であること。

（3）妥当性：財政的・技術的・人的に、大学全体として過重な負担とならないこと。

5 合意形成のプロセス

配慮の内容は、学生本人と大学との建設的対話を通じて決定する。対話においては、学生が直面している障壁を具体的に共有し、双方が納得できる解決策（障壁の除去または代替措置）を合意形成することを原則とする。

6 組織的な責任と体制

社会的障壁の除去は、個々の教職員の個人的な配慮に依存するのではなく、大学全体の課題として組織的に取り組む。全学的な支援体制のもと、関連部署が連携して責任を持って実施する。

対応指針

1 支援対象の範囲

本学に在籍するすべての学生／本学への入学を志望する者

障害の定義：身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病その他の心身の機能の障害があるもの。障害者手帳の保持者とは限らない。

2 支援体制と責任主体の明確化

・最高責任者は学長とし、障害学生支援委員会が方針決定や個別の合理的配慮の承認を行う。

・学生ダイバーシティ支援室／各キャンパス事務室は、申請窓口、診断書等エビデンスの確認、学生との面談、配慮案の起案などを担当する。

3 申請から決定までのプロセス

・学生自身の意思表明を基本とする。決定にあたっては建設的対話を原則とし、双方が納得できる適切な変更、調整を模索する。

・障害学生支援委員会で承認された配慮内容は、学生に対して「決定通知」を渡し、関係教員には「アドバイジーリスト」「履修者リスト」経由で情報を共有する（e-Campusにログインし、機微情報にアクセスする）。

・プライバシーの保護（個人情報の保護と守秘義務）

本人の意向を尊重し、共有する情報の範囲は支援に必要な最小限に留める。支援に関わる教職員は全員守秘義務を負い、情報は厳重に管理する。また支援目的以外への利用を禁じ、配慮を求めたことで不利益な扱いを受けることはない。

・原則として学生本人との対話を最優先し、保護者の関与については本人の同意を基本とする。

4 紛争解決と不服申し立て

苦情や訴えの申し出は副学長を一次窓口とし、事案の内容に応じて、学内での調整や第三者委員会の立上げ等の対応に関する判断を行う。

5 評価（モニタリング）と継続的改善

・学期ごとに教員から「修学支援報告書」を、学生には「支援申請書」の提出を依頼し、配慮が有効であったかをモニタリングする。

・蓄積された事例を分析し、組織全体の支援の最適化（FD/SD研修）や、施設設備の改善計画に反映させる。

以上

肢体不自由

肢体不自由とは

肢体不自由とは、病気やけがなどにより、手や足、体幹などの動きに制限がある状態をいいます。歩く、立つ、座る、物を持つ、文字を書くといった日常的な動作に困難が生じることがあり、その程度や必要な支援は一人ひとり異なります。車椅子や杖などの補助具を使用している場合だけでなく、外見からは困難さが分かりにくい場合もあります。また、移動や姿勢の保持、細かな手作業などに時間を要したり、疲れやすさを伴ったりすることもあります。

学生の状態・特性と修学場面で起こりやすいこと

	学生の状態・特性	修学場面で起こりやすいこと
車いすを使用する学生	●自走式と電動式がある ●電動車いすは重量が大きく（100kg超の場合も）、数センチの段差で転倒リスクがある ●視線の位置が低くなり、周囲の人混みで圧迫感を感じやすい	●机の高さが合わない／固定椅子に座り変えた後の車いすの置き場に制限がある ●教卓から見落とされやすい ●段差や狭い通路など、移動経路が制限される 混雑した教室への出入りが難しい
杖・補装具を使用する学生	●自立歩行は可能だが、バランスを崩しやすい状態 ●雨の日の濡れた床ではスリップの危険がある ●わずかな傾斜でも強い緊張と体力を消耗する	●階段の昇降が負担になる ●荷物を持った移動が難しい ●長時間の起立・歩行で疲労しやすい ●雨天時や濡れた床での移動が危険
上肢（手・腕）に障害がある学生	●握力の弱さや不随意運動（意図しない震え・突っ張り）がある ●手先の操作に制限があり、筆記や細かい動作に時間がかかる	●板書やノートを取ることが難しい ●ページをめくる、実験器具を扱うなどの微細な操作が困難 ●試験や課題の筆記に時間がかかる
外見からは分からない状態の学生	●車いすや杖を使用していなくても、疲れやすさや慢性的な痛み、体温調節の難しさ、体幹保持の困難、排泄コントロールの難しさなどを抱えている場合がある ●長時間の着席が困難なことがある	●長時間の着席が負担になり、集中力や学習の継続が難しくなる ●外見の印象だけで「配慮不要」と誤解されやすく、目に見えない苦痛がある

具体的配慮事例

事例1 出席・受講形態および施設・環境の配慮

移動時間の考慮と入退室の許可

バリアフリールート（スロープ等）の遠回りやエレベーターの混雑・トイレ利用等により、休み時間内では移動が間に合わないことがあります。移動の事情や体調、多目的トイレの利用等による、授業への遅刻・早退・一時退室を柔軟に認めてください。

座席・机の確保

車いすのまま受講できるよう、可動式デスクスペースを確保してください。学生によっては通常座席に座り変える場合もあります。

事例2 授業実施中の配慮

板書の代行手段・資料提供

筆記が困難な学生に対し、PCによるタイピングの許可や、教員が事前にレジュメや板書データを共有すること、ノート代わりの黒板の写真撮影、講義の録音・録画の許可も有効です。

実験・実習の補助

実験やフィールドワークでは、作業スペースの動線を広く取り、器具の配置を低くしてください。また、安全確保のため器具の操作を補助したり、ペアを組む学生と共同で作業（役割分担）が行えるよう配慮してください。学外実習時は、行き先のバリアフリー状況（多目的トイレや段差）を事前に共有します。

事例3 試験・成績評価における配慮

試験時間の延長

書字速度やPC操作の速度、姿勢維持による疲労を考慮し、試験時間の延長を認めてください。

解答方法の工夫

論文形式や記述式試験において、パソコンの使用（ワープロ解答）、マークシートから記述式への変更、チェック式への変更、または代筆（口述解答）を認めてください。また、講義中のリアクションペーパー等はメール提出を許可します。

教職員へのアドバイス

学生が安心して学べる環境づくりのために

「歩ける＝困っていない」ではない

外見の印象だけで「配慮は不要」と判断しないでください。姿勢を維持するだけで体力を激しく消耗している場合があります。

授業内容を理解する前に、物理的な動作で力尽きてしまわないよう、デジタル資料の積極的な活用（アクセシビリティの確保）が非常に有効です。



補助具は「体の一部」

車いすや杖、補装具に、本人の許可なく触れたり勝手に動かしたりしないでください。特に車いすを後ろから急に押す行為は大変危険です。

お手伝いが必要か声をかけ、具体的な指示を仰いでください。



個別の聞き取りと連携

前例に当てはめず、必ず本人に「どのような配慮や環境調整が必要か」を聞き取りましょう。



視覚障害

視覚障害とは

視覚障害は、情報の約8割を占めるとされる「視覚」に制限がある状態です。単に「文字が見えない・見えにくい」だけでなく、空間の把握、周囲の状況変化の察知、学内システムの利用など、大学生活の様々な場面で困難が生じます。「見え方」や学習手段は学生一人ひとり異なり、強い眼精疲労や精神的・肉体的疲労を伴います。

学生の状態・特性と修学場面で起こりやすいこと

	学生の状態・特性	修学場面で起こりやすいこと
全盲の学生	● 視覚情報を利用せず、聴覚や触覚を主な手がかりとする ● 音声読み上げソフト、点字、触地図などを活用する	● 板書、図表、映像資料の内容が把握しにくい、指示語がわかりにくい ● 教室や学内の移動、座席の把握が難しい
弱視（ロービジョン）の学生	● 拡大文字や拡大読書器、タブレット端末音声読み上げソフトなどを活用する ● 見え方に個人差が大きく、ぼやけ、中心暗点、視野狭窄などがある	● 小さい文字や遠くの板書が読みにくい ● 資料の読み取りに時間がかかり、疲れやすい
視野に障害がある学生	● 見える範囲に制限がある ● 周囲の状況変化に気づきにくいことがある	● 人や障害物に気づきにくい ● 図表全体の把握や行の追従が難しい
まぶしさ・日内変動がある学生	● 光を強くまぶしく感じることがある ● 体調や時間帯、天候により見え方が変わることがある	● 窓際やプロジェクターの光が負担になる ● 眼精疲労や集中の維持が難しくなる

具体的配慮事例

事例1 出席・受講形態および施設・環境の配慮

データの事前送付

配布資料は、Word、テキスト形式、タグ付きPDFなど、読み上げソフトが利用しやすい形式で事前に送付してください。

画像・図表の説明

画像やグラフには説明テキストを添えるか、口頭で内容を説明してください。

見え方への配慮

拡大コピー、タブレット端末へのデータ送信、コントラストや印刷物の調整など本人の希望に合わせてください。

事例2 授業実施中の配慮

丁寧な口頭説明（板書の言語化）

「ここ」「これ」「あっち」といった指示代名詞は使わず、言葉で具体的に説明してください。黒板に書く内容はすべて口頭で読み上げます。

座席の配慮

本人の希望に応じ、最前列（板書が見えやすい位置）、スピーカーの近く（音声が聞き取りやすい位置）、プロジェクターの光が眩しくない位置などを確保してください。

動画視聴の補足

映像資料を使用する場合は、音声解説を付与するか、場面展開を口頭で補足してください。

グループワーク等でのコミュニケーション

誰がいるか最初に確認し、発言する人は「〇〇です」と名乗ってから話すルールを作ると効果的です。

事例3 試験・成績評価における配慮

試験時間の延長

点字・音声・拡大鏡の使用や、点字解答に伴う時間のロスを考慮し、試験時間の延長を認めてください。

問題用紙・解答用紙の工夫

点字での出題、電子データによるPC受験（音声読み上げ／画面拡大ソフトの利用）、拡大文字（14～22ポイント等、学生に合わせたサイズ）での印刷、解答欄を大きくするなどの配慮をしてください。

別室受験と支援者の配置

別室受験や広めの机を確保し、問題文の代読・読み上げ機能の使用や本人の口述・タイピングによる解答等を検討してください。リアクションペーパー等はメール提出を許可してください。

教職員へのアドバイス

学生が安心して学べる環境づくりのために

見え方は一人ひとり異なります

「視覚障害」といってもその状態や最適な環境は一人ひとり異なります。前例に当てはめず、必ず本人に「どのような形式が最も読みやすいか」「どのような配慮が必要か」を聞き取ってください。



○ 本人に確認する



見え方や必要な配慮は本人に確認しましょう。

○ 具体的に伝える



「ここ」「あれ」ではなく、具体的に説明しましょう。

○ 連携・相談



一人で抱え込まず、支援部署に相談しましょう。

× 突然触れない



突然触れず、声をかけてから支援しましょう。

聴覚障害

聴覚障害とは

聴覚障害は「見えない障害」とも呼ばれ、一見して障害が分かりにくいため、周囲の理解が欠かせません。大学の講義は言葉を中心に進むため、教員の話し言葉や教室内での発言をリアルタイムで文字化・可視化する「情報保障」が配慮の核となります。「聞こえ方」やコミュニケーション手段は学生一人ひとり異なります。

学生の状態・特性と修学場面で起こりやすいこと

	学生の状態・特性	修学場面で起こりやすいこと
聾（ろう）の学生	● 聴力を完全に失っている、あるいは補聴器をつけても音の判別が難しい ● 主なコミュニケーション手段は手話、文字、PC文字通訳や口話など	● 教員や学生の発言が聞き取れない ● 口頭の指示やアナウンスが伝わらない情報保障（手話通訳・文字通訳・資料の視覚化など）がないと学習が困難
難聴（中途失聴含む）の学生	● 音は聞こえるものの、小さく聞こえたり歪んで聞こえたりする ● 口話、補聴器、人工内耳、補聴援助システム、文字変換アプリなどを使用する	● 騒がしい環境で聞き取りが難しい ● 複数人の同時発言が分からない ● 外見から分かりにくく、孤立しやすい ● 聞きながらメモを取るなど、複数の作業を同時に行うことが困難
補聴器・人工内耳・口話への誤解	● 補聴器は「音」を大きくする機械で、言葉の輪郭まで明瞭にするわけではない ● 口話は同音異義語を文脈から推測し続けるため、大きな疲労を伴う	● エアコンの音、周囲の私語、紙をめくる音などでも聞き取りが難しくなる ● 1コマの授業でも強い疲労が生じる「聞こえているはず」という誤解により、必要な配慮が受けられないことがある

具体的配慮事例

事例1 出席・受講形態および視覚情報の提供（文字化・提示）

情報保障の実施と連携

音声認識アプリ（UDトーク等）の利用許可をしてください。教員は事前にレジュメや専門用語リストを提供すると理解の精度が上がります。

視覚資料の活用

板書を丁寧に行う、またはスライド資料、レジュメを充実させてください。「今、何ページのどこを話しているか」を常に板書やプロジェクターで明示することが重要です。

映像資料への配慮

授業内で使用する動画（YouTubeやDVD等）には、必ず字幕（クローズドキャプション）を付けてください。字幕がない場合は、内容の文字起こしテキスト（スクリプト）を事前に配布してください。

事例2 授業実施中の配慮

話し方の工夫

教員は学生と対面し、口元が見えるようにはっきりと、一定の速さで話してください 。黒板を向きながら、または歩き回りながら話すと情報が途切れます。マイクがある場合は必ず使用し、学生から補聴援助システム（ロジャー・FM送信機等）のマイク着用を依頼された場合は協力してください。

発言者の明確化

他の学生が質問や発言をした内容は、聴覚障害学生には届きません。教員がその内容をマイクで復唱（オウム返し）してから回答してください。

多重タスクの回避

「聞きながらメモを取る」「映像を見ながら解説を聞く」といった、複数の感覚を同時に使う作業は困難です。

事例3 試験・成績評価およびグループワークでの配慮

発言ルールの徹底

複数人が同時に話すと、誰が何を言っているか全く分からなくなります 。「挙手をして、指名された人が一人ずつ話す」ルールを徹底してください。

座席・配置の配慮

円形に座るなど、全員の顔（口元）が見える座席配置を推奨します。講義時も、周囲の音が入りにくい前方座席等を確保してください。

試験時の注意事項の文字化

試験開始前の説明、終了時間の変更、問題の訂正事項などは口頭だけでなく必ず板書するか、メモで提示してください。

リスニングテスト・口頭試問の代替

語学のリスニング試験がある場合は、スクリプトの文字提示や筆記試験への代替を行います。ゼミの発表や口頭試問では、筆談やパソコン入力を認めてください。リアクションペーパー等はメール提出を許可します。

事例4 学内環境とコミュニケーションの心がけ

重要な情報の直接連絡

授業中の「来週は教室が変わります」「休講になります」といった口頭連絡や、学内放送による呼び出しは聞き逃すリスクが常にあります。掲示だけでなく、必ずメール等で本人に直接伝えてください。

声をかけるときの原則

後ろから声をかけても気づきません。視界に入ってから話しかけるか、肩を軽くポンポンと叩いて合図を送ってください。

確認は具体的に

相手に気を遣って、よく聞こえていなくても「はい」と頷いてしまうことがあります。「分かりましたか？」ではなく、「次の課題は何をするか、伝わりましたか？」など具体的に確認し、重要な事項は必ず文字で残してください。

教職員へのアドバイス

学生が安心して学べる環境づくりのために

聴覚障害学生にとって、教室内の静寂は「無」ではなく「情報の断絶」を意味します。最適な環境は環境（雨の音、マイクのハウリングなど）や本人の状態によって変化します。

○ 顔を見せて話す

学生の方を向き、口元が見えるように話しましょう。

○ 他の学生の発言を復唱する

学生からの質問や発言は、教員が復唱してから回答しましょう。

× 黒板を向いたまま話さない

背を向けたまま話すと、口元や表情が見えず、内容を理解することができません。

× 音声だけで伝えない

重要な連絡（教室変更・休講・締切など）は、口頭だけでなく、必ず文字でも伝えましょう。

内部障害（病弱・虚弱）

内部障害（病弱・虚弱）とは

内部障害とは、心臓、呼吸器、腎臓、肝臓、小腸、免疫機能など、身体の内部の機能に病気や障害がある状態です。外見からは分かりにくいことが多く、日常生活では支障がないように見えても、疲れやすさや体調の変動、継続的な治療が必要など、さまざまな困難が生じることがあります。

学生の状態・特性と修学場面で起こりやすいこと

	学生の状態・特性	修学場面で起こりやすいこと
外見からの分かりにくさ	●身体的な苦痛や疲れやすさが、周囲に伝わりにくい ●「怠けている」「自己管理不足」と誤解されやすい	●不必要な指摘や心無い言葉により、精神的なストレスを感じやすい ●障害を周囲に知られたくない場合がある
体調の不安定さ	●日によって、あるいは時間帯によって体調が変動する ●発作や急な体調不良が起こることがある	●予期せぬ欠席・遅刻・早退が発生する ●授業中に体調が悪化することがある
継続的な治療の影響	●通院や投薬が必要である ●副作用（強い眠気、集中力の低下、喉の渇き等）が生じる	●授業に集中しにくい ●継続的な通院のため授業を欠席ぜざるを得ない
環境への敏感さ	●温度、空気の状態、人混みなどが症状の悪化につながる ●感染症にかかりやすい場合がある	●教室環境により体調が悪化することがある ●行事や実習などで負担が大きくなる場合がある

具体的配慮事例

事例1 出席・受講形態の配慮

欠席・遅刻・早退時の学習支援・代替措置
通院や体調不良等により欠席・遅刻・早退が生じた場合、講義資料の共有、課題・代替レポートの提示等を行うことで、授業内容の補填および学習機会の確保を図ります。

休憩・一時退室の許可
授業中に体調が悪くなった際、教員への断りなしに一時離席して休憩したり、トイレに行ったりすることを事前に認めます。

オンライン併用の検討
通学困難時はオンライン受講を検討し、設備や授業性質上難しい場合は資料共有や代替課題等で対応します。

事例2 授業実施中の配慮

補食・服薬・水分補給の許可
低血糖対策の補食や、決まった時間での服薬、水分補給が必要な場合、教室内での飲食を事前に許可します。

座席の配慮
出入りしやすい出口付近の座席や、空調の影響を受けにくい場所、あるいは身体的負担の少ない椅子の使用を確保します。

実習・フィールドワークでの環境調整
実習やフィールドワークにおいて、移動距離の短縮や、休憩時間の頻繁な設定などの調整を行います。

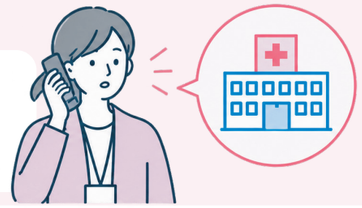
事例3 試験・成績評価における配慮

別室受験・休憩時間の延長
随時トイレに行ける環境や、必要に応じて体調不良時に横になれるスペースがある別室を用意します。また、試験時間中に休憩時間を挟むことを認めます。

追試・予備日の設定
試験当日の急な体調悪化に備え、事前に協議の上で追試験の実施や、レポート等への評価方法の切り替えを検討します。

事例4 医療・緊急時の対応

緊急連絡先の把握
本人の同意のもと学生ダイバーシティ支援室と連携し、万が一学内で倒れた際の緊急連絡先や、かかりつけ医、応急処置の方法を事前に共有しておきます。



教職員へのアドバイス

学生が安心して学べる環境づくりのために

内部障害のある学生は、「いつ体調が悪くなるか分からない」という不安を常に抱えています。「昨日は元気だったのに今日は欠席する」といった状況が生じることは、この障害において一般的です。また、本人が障害を周囲に知られたくないと強く希望する場合も多いため、配慮を行う際は他の学生に具体的な病名や理由が伝わらないよう、プライバシーの保護に細心の注意を払ってください。

「何かあったらいつでも伝えてください」という一言を添えるだけで、学生の心理的な安全性は大きく高まります。

○ 体調に合わせて柔軟に対応する



欠席・深刻・早退・一時退室など、体調に応じて柔軟に対応しましょう。

○ 飲食・投薬・休憩を認める



水分補給、補食、投薬など、体調管理に必要な行動を認めましょう。

× 「元気そう」＝大丈夫と決めつけない



外見だけでは体調や身体的な負担は分かりません。安易な判断はやめましょう。

× 病名や事情を周囲に話さない



本人の了承なく、病名や具体的な事情を他の学生へ説明しないようにしましょう。

発達障害

発達障害とは

発達障害は、生まれつきの中枢神経系の偏りにより、認知やコミュニケーション、社会性、注意力、学習等の能力において、社会生活や修学生活において困難をきたす状態のことをいいます。同じ障害名でも特性や修学上の困難さは一人ひとり異なり、複数の障害を重複していることもあります。また、二次障害として精神障害を併発することもあります。

学生の状態・特性と修学場面で起こりやすいこと

	学生の状態・特性	修学場面で起こりやすいこと
自閉スペクトラム症（ASD）	●暖昧な表現の理解や対人関係が苦手 ●こだわりの強さ、急な予定変更で混乱しやすい ●感覚過敏または鈍麻（痛みや疲労度がわかりにくい）	● 場にそぐわない言動と受け取られる ● 暗黙のルールや空気を読むことが難しい ● 予定の変更やイレギュラーな対応で不安・パニックにつながる ● 姿勢保持が難しく、体を揺らす等 ● 体調不良に気づかず、無理をしてしまう
注意欠如・多動症（ADHD）	●集中力の維持が難しい ●不注意によるミス（忘れ物・締切遅れ）が多い ●じっと座っていることが苦痛な場合がある	● 課題の提出忘れや遅れが生じる ● 授業中に注意がそれやすい ● 落ち着きのなさが誤解されやすい
限局性学習症（SLD）	●知的な遅れはないが、「読む」「書く」「聞く」「計算する」「推論する」のうち、特定の技能あるいは複数に著しい困難がある	● 板書の書き写しに時間がかかる ● 読み書き・計算の課題で誤りが多く、評価に影響する
感覚過敏	●特定の音・光・におい・触覚などを過剰に苦痛（または刺激）に感じる	● 教室の照明、話し声、においなどで集中できない・体調が悪化する
服薬の影響	●服薬の副作用がでる場合がある	● 眠気・集中力の低下などにより、授業や課題に支障が出る

具体的配慮事例

事例1 スケジュール・課題管理への配慮

困難の例

見通しを持つことやスケジュール管理が苦手で、課題や期日を忘れてしまう。

具体的配慮の例

・課題の提出期限の延長を柔軟に検討する。
・中間提出日を設けるなど、タスクを細分化して提示する。
・カレンダーやチェックリストなど、見通しを立てられるツールを活用する。

事例2 授業の受講・理解および情報提示の配慮

困難の例

・授業を聞きながら板書やメモをとることが難しい。
・聞き漏らしが生じたり、授業についていくのが大変。
・板書に非常に時間がかかる。

具体的配慮の例

・口頭だけでなく、板書・スライド・レジュメ・メールなど視覚化された情報を同時に提示する。
・授業の冒頭で「本日の流れ（タイムスケジュール）」を示す。
・資料の事前・事後配付や、ICレコーダーの使用、PCによるノートテイクや資料の写真撮影を認める。
・読みやすいフォントや行間の調整を行う。
・試験時間の延長（1.3～1.5倍）やPCでの入力を認める。

事例3 教室環境・感覚過敏への配慮

困難の例

・授業中の周辺の音が気になり集中できない。
・特定のにおいや光などが刺数となり体調が悪くなることがある。

具体的配慮の例

・イヤーマフ（耳栓）やサンプラスの使用を認める。
・刺波から選ざけた座席の確保をする。
・体調不良やパニック時に、一時的な雑席や机に伏せてのクールダウンを容認する。
・試験時の別室受験を調整する。

事例4 コミュニケーション・グループワークへの配慮

困難の例

・コミュニケーションが苦手で、発言や考えをまとめるのに時間がかかる。
・対人関係の困離さから、グループワークの参加に不安がある。

具体的配慮の例

・課題等の代替対応を柔軟に検討する。
・発表やグループワークがあることを事前に伝える。
・授業内での発表が困難な場合は、録音・録画の提出や個別発表などの代替案の方法を検討する。

教職員へのアドバイス

学生が安心して学べる環境づくりのために

発達障害のある学生は、自分の特性を自覚していても、それをどうコントロールすればよいか分からず苦しんでいることが多々あります。「やる気がない」と見える行動の裏に、「やり方が分からない」「情報過多でパニックになっている」という背景がないか想像してみてください。
以下の3つのアプローチを意識することで、特性のある学生だけでなく全学生に向けても、スムーズな授業運営につながります。

1 視覚化

口頭だけでなく、文字や図、写真で情報を提示しましょう。



2 具体化

暖昧な表現を避け、数値や手順など具体的に示しましょう。



3 構造化

スケジュールや手順を整理し、見通しを立てやすくしましょう。



精神障害

精神障害とは

精神障害とは、脳の機能的障害や様々な症状から、継続的に日常生活や学業生活に支障をきたしている状態のことを指します。症状は目に見えにくく、波（変動）があるのが特徴です。状況に合わせて周囲の環境調整や適切な配慮によって、安定した修学を継続することが可能です。主な疾患には、うつ病、双極性障害（躁うつ病）、統合失調症、不安症、強迫症、場面緘黙などが挙げられます。

学生の状態・特性と修学場面で起こりやすいこと

	学生の状態・特性	修学場面で起こりやすいこと
気分の変動	●気分の浮き沈み、意欲低下、強い不安や緊張、憂鬱な気分、イライラ、食欲低下 ●過活動やハイテンション（躁状態）とうつ状態を繰り返す	●体調により、授業への出席が難しくなる ●意欲の低下により、課題の取り組みが遅れる
不安が強い	●人前などの特定場面での強い不安や恐怖感、対人緊張 動悸、発汗、息苦しさ、疲労感	●授業中の発言や発表が困難 ●教室での長時間の滞在が負担になる
考えのまとまりにくさ	●集中力や判断力の低下 ●手洗いや確認作業等の繰り返し行為 ●幻覚や妄想	●課題の計画や優先順位をつけることが難しい ●指示が複雑な場合に混乱しやすい
生活リズムが乱れやすい	●不眠や過眠、朝起きられない ●服薬の副作用（強い眠気、口渇、手の震え等）	●遅刻や欠席が増える ●授業中に眠気や体調不良が生じることがある

具体的配慮事例

事例1 出席・受講形態の配慮

困難の例

体調の不安定さや定期的な通院により、授業を欠席または遅刻してしまうことがある。

具体的配慮の例

・欠席した授業の配布資料等を後日送付、質問の機会を設定する。
・授業の性質に応じ、欠席を補うためのレポート等による代替課題の実施について柔軟に検討する。
・体調により、課題提出が難しい場合に、提出期限の延長を柔軟に検討する

事例2 授業実施中の配慮

困難の例

授業中に体調不良を起こすことがある。
もしくは、体調が悪化する不安がある。

具体的配慮の例

・授業時間内の一時的な離席をあらかじめ容認しておく（※体調不良以外にも服薬や気分転換のために希望される場合もあります）。
・学生の希望や状態に合わせて座席を指定する（退出のしやすい出入口付近や端の座席、周囲の視線が気になりにくい位置等）。

事例3 コミュニケーション・発表での配慮

困難の例

人前での発表や指名を受けると、不安や緊張から発言が困難になる。

具体的配慮の例

・授業中の指名を控える、または課題等の代替対応を柔軟に検討する。
・授業までに、事前に発表やグループワークがあることを伝える。
・授業内での発表が困難な場合は、録音・録画の提出や個別発表等の代替的な方法を検討する。

事例4 試験・成績評価における配慮

困難の例

体調により、試験が受けられないまたは課題提出が間に合わない。

具体的配慮の例

・周囲の音や視線からの不安等を防ぐため、別室受験を調整する。
・同等の評価が可能なレポート課題等への変更を検討する。
・体調により、課題提出が難しい場合に、提出期限の延長を柔軟に検討する。

教職員へのアドバイス 学生が安心して学べる環境づくりのために

安心感の提供と建設的対話

精神障害のある学生への支援で最も重要なのは、「いつでも相談できる」という安心感を与えることです。「怠けている」のではなく「病気の影響で動けない」状態であることを理解し、叱咤激励よりも、現在の状況で何ができるかを共に考える姿勢（建設的対話）が求められます。

中長期的な見守り

症状が回復したように見えても、再発の不安を抱えていることが多いものです。「調子が良い時と悪い時の差があるのが当たり前」という前提で、中長期的な視点で見守ることが、教育の質の維持と学生の自立支援の両立につながります。



こんなときどうする？

ケーススタディ／Q&A

教員が実際に迷いそうなケースを
Q&A形式で掲載しています。

CASE 01
学生から突然「配慮してほしい」と相談された



Q 学生から配慮について相談されました。その場で対応を決めた方がよいですか？

A まずは学生の話を聞き、「何に困っているか」「どのような対応を希望しているのか」を確認します。その場で判断せず、必要に応じて学生ダイバーシティ支援室へ相談・連携しましょう。

POINT まずは「判断」より「話を聞く」。

CASE 02
欠席・遅刻が続いている学生がいる



Q 本人から申し出はありませんが、教員から声をかけてもよいですか？

A 理由を決めつけず、「最近欠席や遅刻が続いていますが、何か困っていることはありませんか？」と声をかけてみましょう。困りごとが確認できた場合は、本人の意向を聞きながら必要な支援につなげます。

POINT 行動の背景にある「困りごと」に目を向ける。

CASE 03
授業中に突然退室する学生がいる



Q 授業の途中で何度も退室する学生がいます。授業態度として注意すべきでしょうか？

A 体調の変化、内部疾患、感覚過敏、不安など、外見からは分からない事情がある場合があります。すぐに注意するのではなく、授業後などに本人へ状況を確認しましょう。

POINT 行動だけを見て判断しない。

CASE 04
グループワークへの参加が難しいと言われた



Q 学生から「グループワークに参加するのが難しい」と言われました。個人課題に変更すればよいですか？

A まず、何が参加の障壁になっているのかを確認します。少人数にする、役割を明確にする、発表方法を工夫するなど、授業の目的を保ちながら参加できる方法を一緒に考えましょう。

POINT 「参加か免除か」ではなく、参加方法を工夫する。

CASE 05
試験時間を延長して欲しいと言われた



Q 学生から試験時間の延長を求められました。教員の判断で対応してよいですか？

A 試験時間の延長は成績評価にも関わるため、教員だけで判断せず、学生の状況や希望を確認した上で、学生ダイバーシティ支援室へ相談してください。必要な手続きを踏まえて配慮内容を調整します。

POINT 個人で判断せず、支援室と連携する。

CASE 06
他の学生から「なぜあの学生だけ特別扱いなのか」と聞かれた



Q 他の学生から「あの学生だけ試験時間が長いのはなぜ？特別扱いでは？」と聞かれました。どう答えればよいですか？

A 本人の障害や事情など、個人情報を他の学生に説明することは避けます。「本学では、一人ひとりの状況に応じて必要な支援や配慮を行っています」など、大学としての考えを伝えましょう。特定の学生について説明する必要はありません。

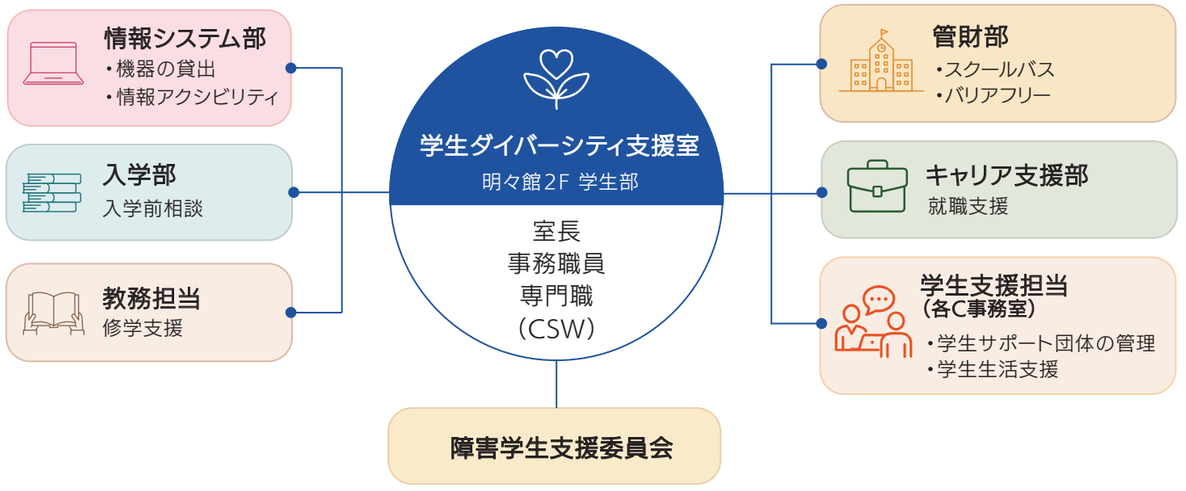
POINT 配慮は「特別扱い」ではなく、学ぶ機会を保障するための調整。

申請から支援開始まで

1	相談	学生ダイバーシティ支援室・各キャンパス事務室に連絡・相談する。 Mail: d_support@obirin.ac.jp（各キャンパス共通）
2	申請書類提出	申請番類様式A・Bと根拠資料（医師の診断や障害者手帳等）を学生ダイバーシティ支援室・各キャンパス事務室へ提出。 ※書類提出後、必要に応じて面談する。
3	受理・審議	障害学生支援委員会で支援内容を審議。
4	アドバイザー・授業担当教員に共有	各授業担当教員へ支援内容の情報共有。
5	支援の開始	承認された支援内容に基づき、支援を開始する。 必要に応じて関係部署と連携しながら対応する。

学内の連携体制

学生ダイバーシティ支援室がハブとなり、各部署・各教員組織が連携し、学生を多面的に支えます。
学生生活と学修の両面から、切れ目のない支援体制を構築しています。



他キャンパスとの連携・対応体制

相模原キャンパス
相模原キャンパス事務室
【TEL】042-704-7011

新宿キャンパス
新宿キャンパス事務室
【TEL】03-3366-0200

東京ひなたやまキャンパス
東京ひなたやまキャンパス事務室
【TEL】042-739-0080

多摩キャンパス
多摩キャンパス事務室
【TEL】042-356-6522

教員向け授業チェックリスト

あなたの授業をCHECK!



誰もが
学びやすい
授業に

多様な学生が学びやすい授業になっていますか?

チェックの数が大切なのではありません。
学生一人ひとりの状況や必要な配慮は異なります。
「何に困っているのか」「どのような方法なら学びやすいのか」を
学生本人と確認しながら、一緒に考えていきましょう。

授業の準備

学生が安心して授業に臨めるように、事前の準備を整えていますか?

- ☐ 授業の流れや予定を分かりやすく示している
- ☐ 必要に応じて授業資料を事前に提供している
- ☐ 資料は読みやすさ・見やすさに配慮している
- ☐ 動画などを使用する際、字幕や内容を補足する方法を検討している

授業中の伝え方

すべての学生に伝わるように、工夫をしていますか?

- ☐ 口頭だけでなく、文字や資料でも情報を伝えている
- ☐「これ」「あれ」などではなく具体的に説明している
- ☐「しっかり」「適当に」など曖昧な指示を避けている
- ☐ PC・タブレットなどの使用に柔軟に対応している

授業への参加

すべての学生が参加しやすい環境になっていますか?

- ☐ 座席位置について相談できるようにしている
- ☐ 必要に応じて一時退室を認めている
- ☐ 発表やグループワークの予定を事前に伝えている
- ☐ 発表が難しい場合など、代替方法を検討している

試験・成績評価

学生の状況に応じた方法を検討していますか?

- ☐ 試験時間や受験環境について必要な配慮を検討している
- ☐ PC による解答など、必要に応じて方法を検討している
- ☐ 学生の状況に応じて課題提出等について相談している

学生とのコミュニケーション

安心して相談できる雰囲気をつくれていますか?

- ☐ 外見だけで「困っていない」と判断していない
- ☐ 学生本人の話を聞き、必要な配慮を確認している
- ☐ 他の学生に障害や配慮内容が不用意に伝わらないよう配慮している
- ☐「特別扱い」ではなく、学ぶ機会を確保するための支援という視点を持っている
- ☐ 判断に迷ったとき、一人で抱え込まず学生ダイバーシティ支援室に相談している

スクールバス利用に関する配慮

この制度は、スクールバス乗車整列時の混雑が原因で通学に困難を感じている方の「**通学時の社会的障壁**」を軽減することを目的としています。特に混雑する1限前の時間帯（8〜9時）に、淵野辺駅から町田キャンパスまでの乗車に限った制度です。
制度を利用するには、事前に「**優先乗車証**」の発行手続きが必要です。

優先乗車の時間　平日 **8:00〜9:00**

支援に関する相談・連絡先

学生ダイバーシティ支援室

月〜金曜日　9:00〜17:00（11:15〜12:15 閉室）

障害のある学生への支援や合理的配慮について、判断に迷う場合や相談したいことがある場合は、学生ダイバーシティ支援室までご連絡ください。

TEL　042-797-3120

E-mail　d_support@obirin.ac.jp

場所　町田キャンパス 明々館2階 学生部

支援室webページ

教職員向け
障害のある学生支援 ガイドブック

2026年10月22日 初版発行

編集・発行

桜美林大学 障害学生支援委員会
学生部 学生ダイバーシティ支援室